

災害が予測される場合の対応について

◎ 始業前に、当地域に、暴風警報、大雨警報が発令された場合

1. 生徒は登校しなくてよい。
2. ただし、警報が午前10時30分までに解除された場合は登校しなければならない。この場合、輸送機関の都合で授業開始に間に合わない者は、その間出席扱いとする。
3. 登校途上、暴風警報、大雨警報が発令された場合、各自もっとも安全な方法を考えて行動すること。
4. 暴風警報、大雨警報発令前または解除後でも、道路、橋梁の決壊、浸水、山崩れ、輸送機関の麻痺などにより、登校が危険と思われる場合、実状に応じて、もっとも安全と思われる処置をとると共に学校に連絡すること。
5. **暴風警報**は、三重県東紀州（熊野市・御浜町・紀宝町・尾鷲市・紀北町）のいずれか または、和歌山県（新宮市・北山村）のいずれかへの発令に従い、三重県東紀州（熊野市・御浜町・紀宝町・尾鷲市・紀北町）と、和歌山県（新宮市・北山村）のすべての解除に従う。
大雨警報は、三重県東紀州（熊野市・御浜町・紀宝町・尾鷲市・紀北町）のいずれかへの発令に従い、三重県東紀州（熊野市・御浜町・紀宝町・尾鷲市・紀北町）のすべての解除に従う。

◎ **特別警報**が発令された場合には、上記に準じた処置をとること。

◎ 上記以外の場合または特別な事情がある場合は、学校から別途連絡する。
（「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合も含む）

災害時の対応は、各種の情報【テレビ、ラジオ、電話天気予報、インターネット（天気予報、気象協会ホームページ、JRホームページ）】を集め各ご家庭での判断をお願いします。

災害時伝言ダイヤル 171 → 【音声ガイダンスに従ってください】

始業前の警報発表に対する対応

和歌山県（新宮市・北山村）

暴風警報

三重県東紀州（熊野市・御浜町・紀宝町
・尾鷲市・紀北町）

暴風警報、大雨警報

警 報 発 表

始業前
自宅待機

三重県東紀州（熊野市・御浜町・紀宝町
・尾鷲市・紀北町）
和歌山県（新宮市・北山村）

午前10時30分までに解除

三重県東紀州（熊野市・御浜町・紀宝町
・尾鷲市・紀北町）
和歌山県（新宮市・北山村）

午前10時30分以降解除

通常の交通機
関が運行して
いる場合

通常の交通
機関が運行
していない

公共交通機関
を利用してい
ない生徒は登
校する。

自宅学習
（連絡不要）

・登校する

・自宅待機

学校へ連絡して下さい
（JR利用者の場合は不要）

暴風警報、大雨警報発令前または解除後でも、道路、橋梁の決壊、浸水、山崩れ、輸
送機関の麻痺などにより、登校が危険と思われる場合、実状に応じて、もっとも安
全と思われる処置をとると共に学校に連絡して下さい。